

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－902	承認日	2025.4.1	1/5
パートタイマー者就業規則					作成者 西村昭郎	承認者 島 隆雄

公益社団法人石川勤労者医療協会

パートタイマー者就業規則

[改定管理表]

改定 番号	改定年月日	改定内容	作成者	承認者
1	1986.09.05	制定		理事長
2	1982.04.25	一部改定		理事長
3	1990.04.25	一部改定		理事長
4	1999.07.01	一部改定		理事長
5	2003.04.01	一部改定		理事長
6	2004.12.24	一部改定		理事長
7	2012.01.01	一部改定	国光哲夫	島 隆雄
8	2015.01.01	一部改定	国光哲夫	島 隆雄
9	2015.04.01	一部改定	国光哲夫	島 隆雄
10	2017.05.01	一部改定	国光哲夫	島 隆雄
11	2019.01.01	祭日を祝日に変更	国光哲夫	島 隆雄
12	2020.10.21	2020.7より超勤は週40時間超から週38.5時間超とする。	国光哲夫	島 隆雄
13	2025.4.1	育児休業法改正により子の看護休暇について変更	西村 昭郎	島 隆雄

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－902	承認日	2025.4.1	2/5
パートタイマー者就業規則					作成者 西村昭郎	承認者 島 隆雄

本規則での読み替えは下記の通りとする。

「法人」	「理事長」
公益社団法人石川勤労者医療協会	同
金沢医療生活協同組合	同
一般社団法人ヘルスプランニング金沢	代表理事

第1条 総則

就業規則に定める所定の就業時間に達しない従業員はパートタイマー者として、その就業はこの規則の定めるところによる。

第2条 採用

法人は常勤者に欠員を生じ、補充できない時は、施設長の権限においてパートタイマー者を採用することがある。

第3条 期間

パートタイマー者を採用しようとする時は、その期間を定めて採用する。定める期間は1ケ年を最高とする。ただし、再契約は妨げない。

第4条 職種

前条項の場合は、理事長はあらかじめ職種を指定するものとする。

第5条 時給単価

パートタイマー者の賃金は、その人の所持する免許と履歴により、賃金表に適用した基本給を定め、 $(基本給 \times 1.3 \times 200 \text{分の} 1)$ により1時間当りの単価を求める。契約を更新し2年を経過した最初の更新時に定期昇給を行い、以後2年に1回定期昇給を行う。労働時間については雇用契約書（雇入れ通知書）に基づくものとするが、止むを得ず週38.5時間（グループホームにおいては4週154時間）を超える勤務を命じた場合には、25%の割増賃金を支払う。

第6条 手当

パートタイマー者には、前号1時間当り単価額以外に通勤手当、年末年始手当、早番手当、活動手当、携帯電話手当、夜勤手当を支給する。それ以外の諸手当、臨時手当、退職金の支給は一切行わない。

第7条 育児時間

生後1ケ年に達しない乳児を育てるパートタイマー者より請求があれば、所定の休憩時間のほか一日について2回、1回30分の育児時間を与える。所定労働時間が週30時間以上勤務のパー

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－902	承認日	2025.4.1	3/5
パートタイマー者就業規則					作成者 西村昭郎	承認者 島 隆雄

トタイマー者については、この時間は勤務したものとみなし、賃金を支給する。

第8条 休暇

- (1) 生理休暇 必要日数。但し無給とする。
- (2) 結婚休暇 本人の結婚 5日（結婚式または入籍日から1年以内とする。式および入籍のいずれも行っていない場合は、本人が申告した日を結婚した日とみなす）この期間は、勤務したものとして賃金を支給する。
- (3) 出産休暇 本人、産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）産後8週間
但し、産前8週から6週の間および産後6週間を経過したパートタイマー者が請求した場合は、その者について医師が支障ないと認めた場合は、就業して差し支えない。
- (4) 忌引休暇 死亡の日、通夜の日、葬儀の日のいずれか申告のあった日からとする。
葬儀のために遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要す日数を加えた日数とする。
- | | | |
|--------------------|----|-------------------------|
| 配偶者 | 7日 | （事実上婚姻関係と同様の者を含む以下同じ） |
| 父母 | 7日 | |
| 子 | 5日 | |
| 祖父母 | 3日 | （代襲相続し、祭具の継承を受ける場合7日） |
| 孫 | 1日 | |
| 兄弟姉妹 | 3日 | |
| 叔父又は叔母 | 1日 | （代襲相続し、祭具の継承を受ける場合7日） |
| 父母の配偶者又は配偶者の父母 | 3日 | |
| | | （職員と生計を一にしていた場合にあっては7日） |
| 子の配偶者又は配偶者の子 | 1日 | |
| | | （職員と生計を一にしていた場合にあっては5日） |
| 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 | 1日 | |
| | | （職員と生計を一にしていた場合にあっては3日） |
| 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 | 1日 | |
| | | （職員と生計を一にしていた場合にあっては3日） |
| 叔父又は叔母の配偶者 | 1日 | |
- (5) 罹災休暇 風水害、火災、その他非常罹災の場合、法人で認めた時、3日以内
但し、災害救助法の適用された時は、この限りではない。
- (6) 公民休暇 1日、遠距離の場合往復日数を認める。裁判員に指名された場合もこれを適用する。
- (7) 公傷休暇 業務上で負傷し、又は疾病にかかったとき、医師の認めた療養期間。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－902	承認日	2025.4.1	4/5
パートタイマー者就業規則					作成者 西村昭郎	承認者 島 隆雄

(8) 妊娠時通院休暇 妊娠中の従業員が健康診査が必要な時は、その時間。

(9) つわり休暇 妊娠中の従業員が請求した時は3日間。

(10) 子の看護等休暇 ~~週3日以上勤務する者について、~~出産・育児休業・子の看護休暇規定に従う。

第9条 試用期間

パートタイマー者には、試用期間を設けない。

第10条 年次有給休暇

一年間継続勤務し、その間の所定労働時間に対する出勤率が8割以上である時に、週労働時間・日数に応じて

下記の通り年次有給休暇を付与する。

- 1) 週労働時間が30時間以上の者、または週労働日5日以上のは、採用日から半年経過で10日の有給休暇を付与する。以降、継続して契約更新した場合、常勤職員に準じる。途中採用者で、勤続1年が経過し、次の起算日が来るまでの日数についても同様とする。
- 2) 所定労働時間が30時間未満のパート労働者については、採用日から半年が経過したものに、表の「経過年数0.5」の有給休暇を付与する。採用日から1年半が経過したもので、前1年間に8割以上出勤しているものに、「経過年数1.5」の有給休暇を付与する。契約更改2回以上継続して勤務しているものについては、起算日(4/1)が到来し、前年8割以上出勤しているものに「経過年数2以上」の有給休暇を付与する。

①所定労働日数が4日、又は1年間の所定労働日数が169日から216日までの者

経過年数	0.5	1.5	2	3	4	5	6以上
日数	7	8	9	10	12	13	15

②所定労働日数が3日、又は1年間の所定労働日数が121日から168日までの者

経過年数	0.5	1.5	2	3	4	5	6以上
日数	5	6	6	8	9	10	11

③所定労働日数が2日、又は1年間の所定労働日数が73日から120日までの者

経過年数	0.5	1.5	2	3	4	5	6以上
日数	3	4	4	5	6	6	7

④所定労働日数が1日、又は1年間の所定労働日数が28日から72日までの者

経過年数	0.5	1.5	2	3	4	5
日数	1	2	2	2	3	3

有給休暇は、1労働日を1日とする。取得は1日を単位とするが、半日に分けて取得することができ、分けることができる日数に制限はない。4時間以内の場合を半日とし、4時間を超え

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－902	承認日	2025.4.1	5/5
パートタイマー者就業規則					作成者 西村昭郎	承認者 島 隆雄

る場合は1日として扱う。就労時間が4時間以内の日の有給休暇を取得する場合は、1日として扱う。

有給休暇のうち年間で5日を、1時間単位で取得することができる。付与日数が5日に満たない場合は、その付与日数を上限とする。これは前項の半日についての規定とは別のものである。1日当たりの勤務時間は、分単位を切り上げ時間単位とする。これによって常勤職員は8時間とみなし、非常勤職員のうち日によって所定労働時間が異なり1日当たりの勤務時間を特定できない場合は、1週間当たりの勤務時間数を1日当たりに平均した時間数とする。

第11条 休日

パートタイマー者の休日は、日曜日、年末年始（12月30日から1月3日迄）、祝日とする。ただし、休日に出勤した場合、あらかじめ振替休日を定める。振替休日をあらかじめ定められずに勤務した場合は、代休を与える。

第12条 退職

パートタイマー者が退職しようとする時は、少なくとも一ヶ月前までに申し出るものとする。

第13条 解雇

法人の都合により、パートタイマー者を解雇する時は少なくとも一ヶ月前にその旨本人に予告する。

第14条 賃金

賃金の締切日は、当月1日より末日までの分を翌月15日に支給する。15日が土曜・日曜・祭日の場合は15日以前直近の銀行営業日とする。

第15条 安全衛生

安全衛生に関する事項、災害補償、服務規律に関する事項については就業規則の定めるところによる。

第16条 改廃

この規定の改廃は理事長が行う。